

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について（速報値）

令和5年5月11日

人権・同和対策課

人権問題を救済する観点から、県では平成21年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内3カ所で相談窓口を設置しているところですが、令和4年度の運用状況を、以下のとおり報告します。（「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。）

1 相談件数・・・1,502件（対前年度比155.8%：前年度964件）

相談件数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

① 受付機関別

	R4	R3
人権局	656	498
中部振興局	448	175
西部振興局	398	291
計	1,502	964

② 相談形態別

	R4	R3
面接	108	108
電話	1,384	837
封書等	10	19
計	1,502	964

※ うち新型コロナ関係の相談件数 23件（前年度 54件）

対応事例

- コロナ感染後1週間経過していないのに出社したところ、社長から解雇通告を受けた。人手不足を案じて出社しただけなのに納得がいかないとのことであり、労働局の相談窓口を紹介し、相談するよう助言した。

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例：4件（弁護士）（前年度 7件）

3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応しています。

(1) 設置箇所：県庁人権局

(2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）

(3) 相談件数：27件（前年度35件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

学校内のいじめについて、学校の対応に不満がある保護者からの相談。傾聴に努め、学校が取り組む基本的対応について説明するとともに、相談者の了解を得て県教育委員会へ情報を提供し対応を依頼した。

人権尊重の社会づくり相談ネットワークについて

令和5年4月 人権・同和対策課

1 目的

鳥取県では平成8年に全国に先駆けて「人権尊重の社会づくり条例」を定めて、一人ひとりの人権が尊重され誇りを持って生きることができる差別と偏見のない社会の実現を目指しています。

人権問題を救済する観点から、平成20年度から人権相談窓口を開設しましたが、平成21年度からは人権相談を発展させた「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（以下「相談ネット」という。）の取組を人権尊重の社会づくり条例に基づいて行っています。

そして、あらゆる人権相談に総合的に対応し、各種専門家の支援、関係機関の連携強化及び相互の理解と自主的な取組によって解決を促進し、人権尊重の社会づくりを一層進めます。

2 相談ネットの概要

(1) 人権相談窓口の設置場所等

地域	設置場所	相談員	専門相談員
東部	県庁人権局	2人	・法律、臨床心理等の有識者 ・必要な都度
中部	中部総合事務所県民福祉局	2人	
西部	西部 " "	2人	

(2) 支援内容等

ア 人権相談窓口でのきめ細かな支援

(ア) 相談内容の傾聴、相談者への助言・情報提供

(イ) 支援策の利活用をきめ細かく援助

〔例〕関係機関への相談に付き添い状況等を伝達

(ウ) 支援の進行を把握し、継続して支援

イ 専門相談員による専門的支援

(ア) 利害関係のない第三者の意見を求めるニーズに応える。

(イ) 専門的な識見から解決方策等を助言し、相談者の支援、関係機関対応を促進

分野	法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子どもの虐待、外国人、教育、福祉、女性、障がい者差別
----	--

ウ 関係機関との緊密な連携による支援

(ア) ケース会議開催など複数の関係機関との連携を促進し、効果的、総合的な支援を推進

(イ) 解決事例、頻発事例等を共有し、解決の促進と迅速適切な対応を図る。

(ウ) 県、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、担当職員の資質の向上を図る。

3 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（抜粋 令和3年4月1日一部改正）

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

こどもいじめ人権相談窓口について

令和5年4月 人権・同和対策課

1 目的

子どものいじめが社会問題となる中、いじめ問題に総合的に対応するために平成24年8月に県と県教育委員会との「鳥取県の子どものための未来のための教育に関する協約」が改訂された。

その中で、いじめ問題に対応するための相談機関の充実が掲げられ、知事部局においてもいじめに関する相談窓口を平成24年9月21日から新たに開設し、いじめに関する相談についてきめ細かく対応することとし、いじめ問題の解決に向けた支援体制を整えた。

2 窓口の機能

- (1) 解決のための方策について情報提供や助言
- (2) 関係機関への相談内容の伝達
- (3) 弁護士などの専門相談員からの助言
- (4) 関係機関との支援方針に関するケース会議の開催
- (5) 自殺等の重大な事案については、「鳥取県いじめ問題検証委員会」への報告 など

3 専用電話番号等

- (1) 専用電話（こどもいじめ人権相談窓口）：24時間対応
0857-29-2115
- (2) 専用メールボックス（こどもいじめ人権相談メールアドレス）
ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp

4 こどもいじめ人権相談窓口の状況

- (1) 平成24年9月21日から、新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設
（電話：24時間対応、メール：24時間受付）
- (2) 令和4年度相談件数：27件（令和2年度：34件）

5 鳥取県いじめ問題検証委員会

県内学校におけるいじめが原因と考えられる重大な事故等が発生した時に、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題解決に向けての検証等を行う鳥取県いじめ問題検証委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(1) 委員会の所掌事務

- ①いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故の原因に係る検証等に関する事
- ②検証結果に基づき学校等へ改善意見を述べる事

(2) 委員会で審議する事項

- ①法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項
- ②県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、法第28条第1項又は第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項

(3) 委員

- ①委員は保護者等の意向を尊重しながら、所掌事務の遂行について中立・公正な判断ができ、かつ教育、法律等に見識を有する者から知事が委嘱
- ②委員は原則として5人以内で組織
- ③委員の任期は、検証等及び改善意見の陳述を終えるまでとする。
・分野としては、弁護士、精神科医、臨床心理士、児童福祉司、元教育関係者等で構成。